

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを最重要課題として位置づけております。その実現のために、株主や消費者をはじめ、取引先、地域社会、従業員等との良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を一層強化・改善整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】

当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。現状で招集通知は法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)に発送するよう努めております。なお、招集通知の発送前での電子開示は行っておりませんが、発送日に東証の上場会社情報に掲載されており今後はホームページへの掲載を進めてまいります。

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成では、外国人投資家は極めて少なく、今のところ必要性は少ないと考えております。今後、外国人投資家の構成が増加し重要となった場合は検討を行ってまいります。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等との協議等を検討してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は現状、資本政策に関する基本方針については定めておりません。目標とする経営指標としては本業の収益力を表す営業利益の向上に重点を置いております。また、配当政策としましては株主に対する利益還元を重要課題として位置づけており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

【補充原則2-5-1】

当社では内部告発を奨励するのではなく、社員からの相談・意見受付体制整備を図るために、問題の早期解決につなげることを目的とし、「コンプライアンス相談窓口」を設置し規程を整備しております。現状では上記の機能が発揮されていると考えておりますが、より一層の制度の拡充を図るための経営陣から独立した通報窓口を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社の株主構成では、海外投資家は極めて少なく、今のところ必要性は少ないと考えております。今後、外国人投資家の構成が増加し重要となった場合は検討を行ってまいります。

【補充原則3-2-1】

(1)外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。

(2)外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行なっています。

なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

今後、外部会計監査人の選定や評価の基準については監査役会において協議してまいります。

【補充原則4-1-2】

中期経営計画について作成はしているものの、現在当社の置かれている経営環境を勘案した場合、単年度での業績の増減が大きいため、社内での目標としての位置づけとしており外部に対しての開示には至っておりません。今後、開示については検討してまいります。

【補充原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者については明文化したものや指名委員会等の組織はありません。取締役会にて継続的に確認を行ってまいります。

【補充原則4-2-1】

現状では役員報酬の限度額についての定めはありますが、現金報酬や自社株報酬との割合等を定めたものではありません。業績に応じた報酬については当社の置かれている経営環境等を考慮し今後の検討課題といたします。

【補充原則4-8-1】

現時点において独立社外取締役の積極的な意見をいただいております。必要性を認識しております。

【補充原則4-8-2】

現時点において独立社外取締役の意見等は取締役会等で直接いただいております。連絡・調整等の必要性はないものと考えております。よって筆頭独立社外取締役の設置は行っておりません。今後その必要性が発生した場合は設置に向け検討を行います。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画について作成はしているものの、現在当社の置かれている経営環境を勘案した場合、単年度での業績の増減が大きいため、社内での目標としての位置づけとしており外部に対しての開示には至っておりません。今後、開示については検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

現在保有している上場株式は良好な取引関係の維持のためのものであり、取引が無いものについては基本的に保有しておりません。また、安定的に保有が見込まれている銘柄については、当社で有効な活用手段として退職給付信託の設定を行うなど検討を行っております。政策保有株式の議決権行使に係る基準等につきましては、全保有株式について議決権行使を行っております。また、当社との取引関係、経済合理性、株主利益に照らし各議案の判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員就任時、及び年1回の関連当事者間の取引について確認を行っております。また役員の協業取引、会社との重要な取引については取締役会の付議事項として規定されております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 企業理念、経営理念は当社ホームページ、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。また、旭松グループ行動基準を定め子会社を含めた啓蒙を行っております。経営戦略、経営計画につきましては社内での周知に努め業績の向上に努めておりますが開示等につきましては現時点で行っておりません。
 - (2) コーポレートガバナンスの基本方針は(1)と同様に開示しております。
 - (3) 経営陣幹部、取締役候補者の報酬の決定にあたっての方針、手続きについて明文化したものは現時点ではありません。過去の支給状況、直近の決算状況により総合的に判断し社長が決定しております。
 - (4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名についての方針、手続きについて明文化したものは現時点ではありません。経営陣幹部については過去の業績貢献、個人の能力等を総合的に勘案し取締役会に付議され決定しております。
 - (5) 最終的に選任・指名された役員候補者の選定理由は召集通知にて開示しております。
- 上記の事項について、より一層の透明性を図るための検討を行ってまいります。

【補充原則4-1-1】

当社は、「取締役会規程」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、それにもとづき「職務権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。当社のコーポレートガバナンスの体制については召集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等により開示しています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

平成27年3月期に係る定時株主総会において独立社外取締役の適任者2名を選任しております。当社の取締役の構成は現時点において独立社外取締役を含め5名となっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選定にあたってのガイドラインや基準を明確に定めてはおりませんが、会社法、東京証券取引所が定める独立性を担保した候補者を選定するよう努めております。なお、当社の取締役候補者の選定については取締役会での付議事項としております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役は現在5名であり、うち2名が独立社外取締役であります。業務執行取締役は各々の所管の業務経験を有し、その能力を発揮し経営監視を行っており、独立社外取締役は一般的、客観的立場からの経営全般に関する適切な意見・助言を行っております。取締役の選任に関しては経験、知見、能力等を総合的に判断し、取締役会全体としてバランスが取れるよう取締役会で審議のうえ決定しております。

【補充原則4-11-2】

役員の兼務の状況は召集通知に記載しております。また取締役会、監査役会での発言、出席回数等の開示も併せて行っております。

【補充原則4-11-3】

当社では取締役会の実効性についての評価は行っておりません。なお、当社では原則毎月取締役会を開催し、重要案件の審議、決議を行っております。今後、取締役会の分析・評価につきましては定期的に行い開示を検討いたします。

【補充原則4-14-2】

新任取締役・新任監査役へは外部研修を就任時に行っております。その他所管業務等に必要な研修会等へは必要に応じ参加しております。社外取締役、社外監査役については既に相当の知見等を有する方を候補者として選任しており特に必要性は無いと考えております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では体制整備・取組みに関する方針について明確に定めたものではありませんが、株主からの対話(面談)については基本的に経営管理部を統括受付とし、株主からの事前の面談内容を確認し適宜担当取締役、執行役員等にて面談を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	511,100	5.44
株式会社八十二銀行	452,600	4.82
木下 博隆	279,488	2.97
赤羽 源一郎	275,170	2.93
国分西日本株式会社	274,428	2.92
藤徳物産株式会社	274,428	2.92
佐々木 寛雄	258,402	2.75
旭松食品従業員持株会	232,742	2.48
熊谷 政敏	226,528	2.41
株式会社大乾	224,428	2.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の他、当社は、自己株式232,705株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社及び支配株主を有しないため、該当事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤森 明仁	他の会社の出身者					△							
田中 健一郎	弁護士												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤森 明仁	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。 [属性情報] 当社主要取引先である株式会社八十二銀行において常務取締役を勤め、平成22年6月に退任しております。以降、同行関連会社の代表取締役を歴任し、平成25年6月に退任しております。	経営及び財務での豊富な経験と見識を当社の経営基盤の強化に活かすため。 [独立役員指定理由] 株式会社八十二銀行在職中に当社担当支店の支店長経験はありません。また、同行からの借入金は、借入金全体の63%を占めておりますが、金融機関からの借入は、総資産の5%程度であり、借入への依存度は低く、当社での議決権行使、事業活動や経営判断において金融機関からの制約を受けることは無いと判断しております。
田中 健一郎	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	法律に通じた専門家を選任し、法令遵守を徹底するため。 [独立役員指定理由] 専門的な知識・経験を元に当社の社外監査役を7年間勤められ、監査体制の強化に適切な助言をいただいております。また、当社との資

本来的関係及び取引関係などの利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人による会計監査、内部統制監査に必要に応じて立ち会い、会計監査人から定期的に会計監査内容の説明を受けており、定期的な情報交換を行っている。
また、監査役は内部監査室による業務監査、内部統制監査に適宜同行し、それらの状況を把握している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野 拓一	他の会社の出身者							△						
伊坪 眞	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 拓一		[属性情報] 当社主要株主及び取引先である三菱商事株式会社の業務執行者を務め、平成27年4月に退職しております。	他企業での業務執行者としての実務経験と食品分野における豊富な見識を経営全般の監視に反映していただき、有効な助言を期待できるため。
伊坪 眞	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	法律に通じた専門家を選任し、法令遵守を徹底するため。 [独立役員指定理由] 専門的な知識・経験を元に監査体制の強化に適切な助言をいただいております。また、税理事務所代表者であり、当社は当該税理事務所

と取引がありますが、その額は僅少であり、このほか資本、人的関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与について、現在は行っておりませんが、経営上の重要課題として継続検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の年間報酬金額 51,510千円
監査役の年間報酬金額 13,935千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役の報酬限度額を年額200百万円以内、監査役の報酬限度額を年額30百万円とし、株主総会において決議されております。また、個々の役員の報酬につきましては、責任と職務執行の対価として、毎年6月の取締役会及び監査役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会運営の実効性を鑑み、取締役会に付議される重要事項についての事前説明、経営会議の内容、資料提供を社外取締役、社外監査役へ行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では取締役、監査役制度を軸に、執行役員制度により経営意思決定の迅速化を図り、業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し分権体制を明確にして公正な経営を実現するための企業統治を行っております。その内容は、業務執行の主たる機関として全執行役員で構成する「経営会議」が月1回開催され、それぞれ与えられた権限に応じ迅速な意思決定を行っており、明確な分権体制が敷かれています。

監視機能においては、全取締役で構成する「取締役会」で、業務執行に対する意思決定を行っております。また、全監査役で構成する「監査役会」が設置されており、経営執行の監視監督及び取締役の職務執行の監査を行っております。

監査体制は、監査役の取締役会などへの出席、毎月1回及び必要に応じて迅速に開催される監査役会、会計監査人と監査役の連携など実効性のある活動を行っております。また、内部監査を行う「監査室」を設置し、内部統制監査を中心に巡回方式により内部統制監査、業務監査を実施しております。内部監査には適宜監査役が同行し、業務監査の状況を把握し、外部会計監査の立会いにより情報交換を行っております。なお、監査室長を委員長とし、各部門から委員を選出した「内部統制監査委員会」を設置し、内部統制の整備及び運用状況を評価・検証し、必要に応じその改善を求めるとともに、委員会メンバーの業務知識及び財務会計知識の向上を図り、全社組織の業務効率化と人材育成を行っております。外部会計監査は有限責任監査法人トーマツと、会社法及び金融商品取引法について監査契約を締結しております。

このほか社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社では、取締役会、経営会議の各制度により経営監視と業務執行の明確な分権体制が敷かれ、監査体制も監査役会の設置、会計監査人と監査役の連携、内部監査室との連携など実効性のある活動を行っております。現在、経営、法律、会計の分野において豊富な経験と専門的知見を有する社外取締役と社外監査役が助言と監視ができるガバナンス体制が整っており、現体制を維持するものであります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月3日に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	外部機関での株主優待に関する情報の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 業務運営の基本方針

当社では、次の企業理念、経営理念を経営の基本に置いております。

企業理念

「私たちは

お客様の生活文化の向上とともに歩み

より快適で健康な食生活を追求し

日々に新たに前進します。」

経営理念

「品質第一」

「参画経営」

「自主挑戦」

(2) 業務の適正を確保するための体制

取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び執行役員は旭松グループにおける企業倫理の確立、法令、定款、社内規程の順守を目的に制定した「旭松グループ行動基準」を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで、再発防止策を策定し、実行する。

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、取締役・使用人がそれぞれの立場で自らの問題として業務運営にあたる。また、内部通報制度規程を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることに気づいたときは、内部通報窓口に通報(匿名も可、通報者保護)すると定める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理としては、全社のリスク評価をコンプライアンス委員会により行う旨設定しており、重要なリスク評価については取締役会への報告を行う。また、特に製品の品質リスクについては、食品安全マネジメント規格である「FSSC22000」の全事業での認証を取得しており、全社品質安全推進委員会を設置しリスク回避に努める。万一食品事故が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした「食品事故緊急対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたるものとする。さらに大規模災害や新型インフルエンザ等の発生による業務継続の危機管理に対応するためBCP(事業継続計画)を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会、監査役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全執行役員が出席する経営会議を毎月開催する。経営会議は、取締役会の監視のもと業務執行に関する基本的事項等(ただし、取締役会専決事項を除く)にかかる意思決定を機動的に行うとともに、中期経営計画及び各年度方針・予算を立案し、全社的な目標の設定と達成に向け具体策を立案し、業務部門の実行状況の監督を行う。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程に従い適正に行う。特に内部情報管理については、一般の情報管理規程とは別に定め、管理を強化している。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループでは当社同様の内部統制システムを推進する。また、経営企画部長が関連会社担当として、その任にあたる。また、関連会社の役員には当社役員を任命させる。なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社経営会議に定期的に出席し事業内容の報告を求め、重要案件については事前協議を行う。当社監査部門はグループ企業の業務の適正性に関する監査支援を定期的に行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はいないが、監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行っており、必要に応じ対応を行う。なお、専任の使用人が設置された場合は、その人事考課、異動、懲戒等は監査役会の承認を要するものとする。

(8) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるものとする。なお、監査役は、会社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を一切持たない。このような反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に毅然と対応する。また、「旭松グループ行動基準」において法令を遵守し、健全な企業活動を行うことを定め、役員及び従業員に周知徹底していく。

√その他

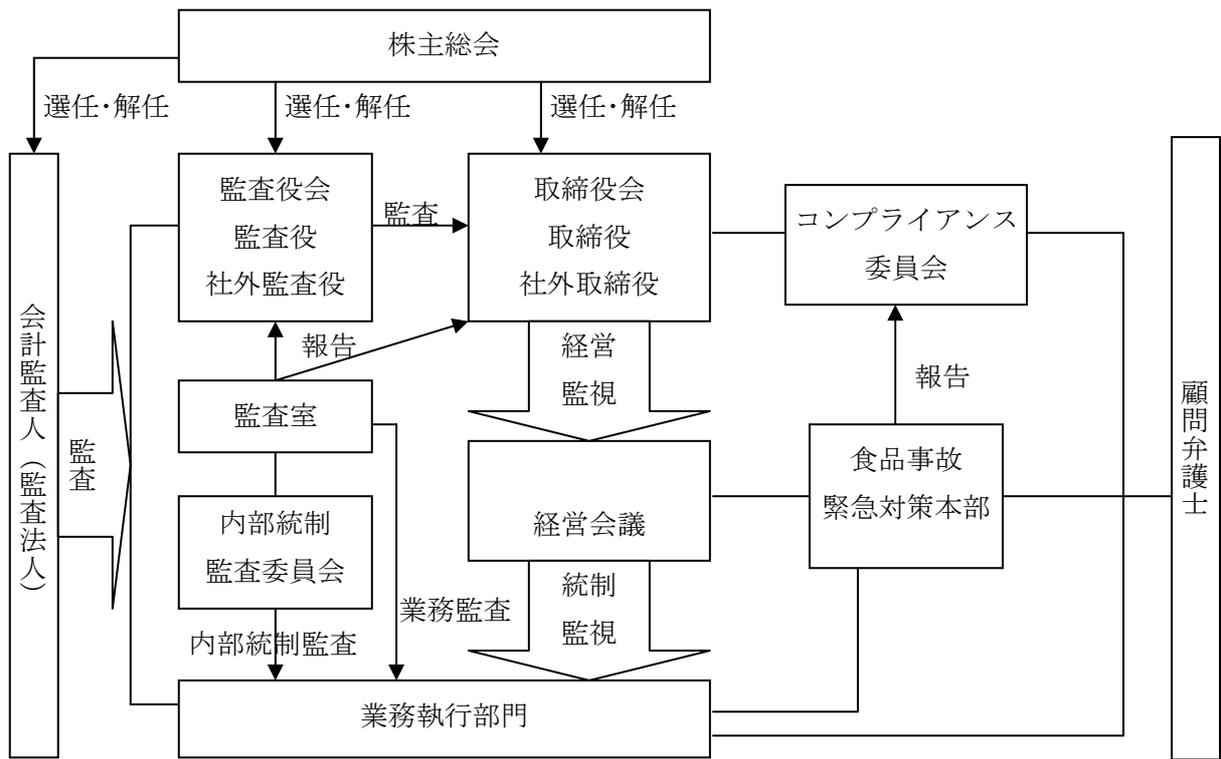
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(図表)



適時開示体制の概要（模式図）

